「国債清算機関設立の具体化に関するワーキング・グループ」（第５回）議事要旨

【開 催 日 時】　平成１４年９月２５日（水）　午前１０時～１１時３０分

【場　　所】　日本証券業協会　第１会議室

【主 な 議 題】　出資の意向のある会社の具体的な募集方法等について

【議 事 要 旨】

○　出資の意向のある会社の具体的な募集方法等**について**

前回の会合において、国債清算機関設立の具体的な検討については、今後、さらに詳細な実務面やガバナンス面等を含め、具体的な設立に向けての検討を行うため、出資の意向を持った会社が集まって検討すべきということになった。そうした場合、新たな検討の場に参加する者をどのように募るのかという問題があり、この点について今回検討するということになっていたので、その点について意見交換を行った。

なお、議論に先立ち、今後の検討の進め方について、２社から意見書が提出され説明が行われた。意見の概要は、①出資の意思のある者が議論を行うこと。ただし、清算機関の設立形態・規模・時期等が定まっていないことから出資を参加の絶対条件とはしない、②当ワーキングの報告書を踏まえた検討を行うこと、③清算機関は社会インフラであるので出資及び業務運営については公平性・中立性の観点を重視すること、④清算機関には経営の健全性が必要であり、無理な設立を行うことなく現状を踏まえた実現性の高い設立を目指すことが重要であり、既存インフラの活用も考慮しつつ経営の安定性が確保できるような収支計画の策定が必要であること、⑤㈱東京証券取引所や㈱証券保管振替機構がオブザーバーとして参加すること、であった。

また事務局にて、それらの意見も踏まえた募集方法(案)を作成し、それを元に意見交換を行った。

本日の会合において、出資の意向を持った会社の募集方法等については、大要以下のとおり認識が一致した。

- **新しい検討主体は、出資の意向を持った会社の自主的な集まりとする**
- **出資意思を有することを条件とするが、**現時点においては、各社の負担額が明確に決まっていないため、出資を絶対条件とはしない
- **より具体的な検討を行うため、メンバーとなる会社は継続的な参加と、検討テーマに応じた適切なリソースの提供ができることを条件とする**
- **オブザーバーとして、㈱日本証券クリアリング機構、㈱証券保管振替機構、日本銀行に参加を願うこととする（検討事項に応じて適宜参加を願う）**
- **新しい検討主体における主な検討事項としては、①具体的な業務の確定、②具体的な設立方法、設立時期、③具体的な出資金額及びガバナンス、またその出資者の募集方法、④具体的な事業計画、収支計画、⑤中立性などが挙げられる**
- **募集については、証券界・銀行界・信託銀行界の各業界団体を通じて行う**

○ 報告書について

当ワーキング・グループにおける検討状況を報告書の形にまとめる必要があるので、事務局より、報告書の目次と記述内容について案を示した。今後、内容について調整を行うこととなった。

また、当ワーキング・グループについては、報告書を証券受渡・決済制度改革懇談会に報告した上で解散となる旨確認された。

本件に関する主な意見は大要以下のとおりである。

（主な意見）

・ 約定照合機能を㈱証券保管振替機構にて実現する場合、そのシステム稼動は最速で平成１６年末が見込まれ、素案ではリスク管理のための取引データの蓄積に半年かかるとされているため国債清算機関の清算業務開始は平成１７年央と考えられるが、以前からできるだけ早く実現すべきとの認識で検討を進めてきた経緯もあり、それを報告書の決定事項とするのではなく、もっと前倒しで実現すべきではないか。とにかく、使い勝手に配慮しつつもできるだけ早く立ち上げることが望ましいので、その点を報告書に盛り込むべきであろう。
・ 前倒しするためには、㈱証券保管振替機構における照合機能実現の時期を早める、もしくは取引データの蓄積方法・期間を見直す等の方法が考えられるので、新しい検討の場において詰めていけばよいと考える。
・ 単にできるだけ早くということでは理解されない。平成１７年央ではどうしても不十分であり、どうしても前倒しが必要ということならば、区切りのよい目標時期とすることが考えられるので、報告書において例えば平成１６年度中の実現を目指す、とすることも考えられるがどうか。具体的実現時期については、新しい検討の場で、フィージビリティを踏まえた形で決めることが望ましい。
・ 清算機関の業務や収支見通し等については、ユーザーが出資できるようなフィージブルな内容である必要がある。本格的な設立準備に入るに当たり、新しい検討主体においては、各メンバーが適切なリソースを提供し短期間で今回の報告書を踏まえた検討事項等をまずしっかり詰める必要がある。その上で出資の確定及び専任者を出しての本格的な設立準備に入るのではないか。
・ 報告書の公表後、新しい検討主体への参加の意思表示までの期間を一定程度設けてほしい。
・ 新しい検討主体は、報告書の公表後できるだけ速やかに立ち上げる必要がある。

以　上

○　お問い合わせ先
日本証券業協会（証券決済制度改革推進センター）　　TEL. 03-5649-3980
本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。